

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月21日から40年7月26日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、途中転勤はあったものの、昭和37年3月から平成14年12月まで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社から提出された人事記録、在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（A株式会社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和39年10月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は申立期間①については、実家のある A 市において、国民年金と国民健康保険にセットで加入していたはずであり、納付記録が無いことに納得がいかない。また、申立期間②についても未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 市において、国民年金と国民健康保険にセットで加入していたと主張しているが、これらの加入手続をしたとする実父は既に死亡している上、同居していた実母から聴取しても、申立てを確認できる供述が得られず、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

また、A 市に対し、申立人の国民健康保険の加入状況及び国民年金と国民健康保険の加入手続の取扱いについて照会したところ、申立人が昭和 57 年 4 月 11 日に同保険に加入したことが確認できるものの、当該加入手続の取扱いについては「資料が無く、詳細は不明である。」旨回答しており、国民年金と国民健康保険に申立人が同時に加入したことを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、B 社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 57 年 12 月 24 日に払い出されてい

ることが確認できるとともに、A市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立期間①直後の58年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したとされることから申立期間①は未加入期間であり、社会保険事務所の記録と一致している。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立人の夫も国民年金保険料が未納とされているとともに、申立期間②当時同居していた義父母の当該期間の国民年金保険料は、申請免除とされていることから、申立人の同居家族で保険料を納付している者はいない上、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、保険料は未納とされているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、いずれの申立期間についても申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても保険料の納付方法及び納付時期等についての記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間は有限会社Aに勤務しており、給与から厚生年金保険料が差し引かれていた記憶があり、昭和 54 年及び 55 年の源泉徴収票には社会保険料の金額が記載されている。

申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社Aは、社会保険事務所の記録上、昭和 33 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間当時、同保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人から提出のあった給与明細書及び源泉徴収票並びに申立人に係る雇用保険の加入記録等から、申立期間当時、申立人は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除金額が記載されていない上、昭和 54 年分及び 55 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、同明細書上控除事実が確認できる健康保険料及び雇用保険料に相当する額であり、厚生年金保険料は含まれていないと判断せざるを得ず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実は確認できない。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、平成 12 年 4 月 1 日に厚

生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、元事業主に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、「申立期間当時、女性の従業員は健康保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」としており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人に申立人の勤務実態等について照会したところ、回答を得た一人は「申立期間当時は、男性2人、女性10人ほど従業員がいた。」としているものの、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性はおらず、女性の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったとする事業主の供述を裏付けるものと判断される。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、申立人の加入記録は見当たらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 1 月 5 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社に平成 15 年 10 月に入社し、当時の事業主から見習期間は 3 か月あると言われていたものの、所持している 16 年 1 月の給与明細書で厚生年金保険料が控除されており、この保険料は 15 年 12 月分の保険料に当たると思う。平成 15 年 12 月が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における厚生年金保険の加入期間は、社会保険庁の記録上、平成 16 年 1 月 5 日から同年 9 月 16 日までとされているが、同年 1 月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、15 年 12 月を厚生年金保険の加入期間と認めてほしいと主張するところ、申立人が所持する給与明細書から、16 年 1 月から同年 9 月までの給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、事業所では「平成 16 年 1 月に厚生年金保険の加入手続をした。また、申立期間当時、保険料は当月控除であった。」旨回答している。

また、申立人から提出のあった平成 15 年 12 月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できるとともに、申立人は、事業主より見習期間は 3 か月あると言われていたと供述している。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると「被保険者期間を計算する

場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされているとともに、同法第81条第2項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、被保険者資格を取得した平成16年1月の厚生年金保険料が控除されていることをもって、前月に当たる15年12月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の16年9月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 213 (事案 133 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 4 月 23 日から同年 8 月 30 日まで  
③ 昭和 48 年 9 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

当初の判断後、A 団体に問い合わせたところ、申立期間④に係る加入記録が見つかったので、新たに申し立てる申立期間①も含め、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 4 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないこと示す資料として新たに申立期間④に係る厚生年金基金の加入記録を提出したが、脱退手当金の支給対象となった事業所に係る当該厚生年金基金は、受給年齢到達時から終身年金のみを給付する代行型制度であり、厚生年金保険とは本来別々の制度であることから、当該基金の加入記録が確認できたとしても、申立人が主張する脱退手当金の受給を否定する事情とはなり得ず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 7 日から 39 年 6 月 15 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①については、A社B事業所に、申立期間②については、A社C事業所に勤務した。

給与明細書等の証拠になるものは持っていないが、昭和 37 年 2 月から継続して当時のA社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録及び同僚の供述から、申立人は両申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が属していた上部団体の職員に係る年金関係事務を引き継いでいるD事業所に対し、申立人の厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ、D事業所では、「A社が属していた上部団体の職員（正社員以外の者）について厚生年金保険への加入が進められたのは、昭和 38 年 10 月 1 日からで、同日以前は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていた事業所は無い。また、厚生年金保険の加入については事業所単位であり、適用の要否は各現場の判断であったため、事業所単位で加入時期が違ったり、あるいは雇用形態によっても厚生年金保険の加入は一律ではなかった。」と回答しており、申立人が両申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録上、申立人が申立期間①当時、同時に当該事業所に入社したとして名前を挙げた同僚二人のうち、一人は申立期間のうち昭和 37 年 2 月から 38 年 9 月までの期間について、申立人同様、厚生年金保険の加入記録が無く、E 事業所において同保険の加入記録が確認できる 38 年 10 月以降は、申立人と勤務していた事業所が別であるなど勤務状況が異なり、ほかの一人は昭和 39 年 5 月までの期間について、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人と同様、申立期間①の直後に当たる昭和 39 年 6 月 15 日から F 事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 10 人及び 40 年 1 月 1 日から E 事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 9 人に照会したところ 13 人から回答を得たが、そのうち 3 人は「申立人を知っている。」と回答しているものの、うち二人は申立人と同様、申立期間について、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所の記録上、申立人が勤務していたとする B 事業所及び C 事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所とされているものは見当たらない一方、E 事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できるが、社会保険事務所が保管する E 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

その上、各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、各事業主より給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 7 日から 35 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA事業所において非正規職員として期間雇用されていた。申立期間後の2期間について同事業所での厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、申立期間について加入記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の後継事業所が保管する「非正規職員台帳」の記録から、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記後継事業所では、「申立期間当時の関連資料が無く、厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、上記後継事業所から提出のあった「非正規職員台帳」を見ると、申立人と同様、昭和 34 年度の途中に採用された非正規職員が5人いるが、いずれも厚生年金保険の加入記録が無いことから、少なくとも同年度に当該事業所に中途採用された非正規職員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが

確認できる者4人に照会し、3人から回答を得たが、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する上記被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 53 年 2 月まで  
② 昭和 53 年 3 月から 54 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間①当時、A株式会社の取締役であり、昭和 51 年 9 月に同社の事務長が厚生年金保険の加入手続を済ませたことを確認している。

また、申立期間②当時は、私がB株式会社の代表取締役であり、同社が昭和 54 年 5 月に倒産するまでは厚生年金保険に加入し、同保険料を納付していたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、法人登記簿及び同僚の供述から、申立人はA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所の代表取締役であった者に対し、厚生年金保険の加入の有無を照会したところ、「私と申立人は、A株式会社の名目上の役員であり、厚生年金保険の加入については、関与する立場ではなかったことから分からない。」と供述している上、申立期間①当時、厚生年金保険の加入手続をしたとする事務長は既に死亡しており、申立てを裏付ける供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の加入手続をしたとす

る上記事務長及び申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該同僚4人は、いずれも国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB株式会社は、社会保険事務所の記録上、昭和53年3月23日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間②当時は同保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、法人登記簿及び同僚の供述から、申立人は当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該同僚4人は、いずれも国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は申立期間②当時の従業員は50人ぐらいであったと供述しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、申立期間②当時の厚生年金保険被保険者は9人であることが確認でき、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者原票を見ると、申立人は昭和54年5月1日に被保険者資格を取得し、同年6月27日に同資格を喪失していることが確認できるものの、これ以外の加入記録は見当たらず、厚生年金手帳記号番号払出簿を見ると、資格取得日は同原票と一致していることが確認でき、申立人の資格取得日に不自然さは見られない上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、各事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月4日から29年5月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、社会保険事務所の記録上、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかないので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の記録の前後に記載されている女性79人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性は40人おり、このうち申立人を除く26人に脱退手当金の支給記録があり、脱退手当金を支給された者全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、上記被保険者名簿上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する以前の昭和25年8月から33年3月までに同資格を喪失した者14人及び申立人が同郷の同僚として名前を挙げた者5人の計19人に対し、当該事業所における申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて照会した結果、回答があった脱退手当金の支給記録がある者6人のうち4人は、脱退手当金を受給した認識があり、ほかの一人は自身の脱退手当金の支給額に近い退職金を受給したと供述している。

さらに、上記回答があった者の中には、「『退職願』を会社に提出した際に、事務員から脱退手当金の説明があり、退職理由が結婚の場合はすぐに会社が脱退手当金の請求手続をしていた。」と供述している。

これらのことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主に

よる代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることが記載されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月から 11 年 6 月まで

私は、申立期間は月額 50 万円の給与を受け取っていた記憶があり、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 36 万円から 38 万円とされていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社Aから月額 50 万円の給与が支給されていたにもかかわらず、申立期間に係る社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が給与支給額と相違していると主張するところ、当該事業所が加入するB健康保険組合の標準報酬月額及びC厚生年金基金の標準給与月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の標準報酬月額の推移について調査したところ、極端な変動がある者はおらず、申立人の標準報酬月額のみが他の者と異なり低額であるとの状況に無い上、被保険者記録の訂正等も無く不自然な点は見られない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人の標準報酬月額等は妥当な日付に処理されており、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見られない。

加えて、当該事業所では、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料が無いことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。